

広島県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年六月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次高野線	三次市君田町泉吉田字橋ヶ頭二八〇番一地从先から三次市君田町泉吉田字橋ヶ頭二七八番一地从先まで	平成二十五年六月六日